

第五十五回国会
衆議院

科学技術振興対策特別委員会議録

第四号

昭和四十二年五月十日(水曜日)

午後一時三十六分開議

出席委員

委員長 矢野 絢也君

理事 小宮山重四郎君

理事 福井 勇君

理事 石野 久男君

理事 池田 清志君

理事 桂木 鉄夫君

理事 世耕 政隆君

理事 加藤 勘十君

理事 森本 靖君

出席國務大臣

國務大臣 二階堂 進君

出席政府委員

科学技術政務次官 始関 伊平君

科学技術庁長官 小林 貞雄君

科学技術庁長官 官房會計課長 藤井孝四郎君

科学技術庁計画局長 梅澤 邦臣君

科学技術庁研究調整局長 高橋 正春君

科学技術庁振興局長 谷敷 寛君

科学技術庁原子力局長 村田 浩君

科学技術庁資源局長 佐々木 即君

提出第四八号)
科学技術振興対策に関する件(科学技術振興の
基本施策)

○矢野委員長 これより会議を開きます。

科学技術振興対策に関する件について調査を進
めます。

科学技術振興の基本施策について質疑の申し出
がありますので、これを許します。三木喜夫君。
○三木(喜)委員 科学技術庁の長官の所信表明が
なされましたので、その所信表明の内容につきま
して、数点にわたりますので、ごく基本的なことを
きようはお聞きしておきたいと思ひます。

所信表明の第一は科学技術基本法案についてで
ありますが、これは予算委員会でも質問がなされて
おります。しかしながら、二階堂長官と御木文部
大臣との答弁に食い違いがありますので、私は非
常に奇異の感を持つておるわけでありまして、四月
三日の石野委員の質問に對しまして、二階堂長官
は、文部省と科学技術庁の間で、答申の意思を尊
重して大體解決ができています。党との間に多少の
ずれはありますが、しかしながら、鋭意検
討を急いで今国会に提出したい、こういうように
答弁をなされておるわけでありまして、党との間に
多少のずれはありますが、どういふ点をさ
しておられるか、ひとつお聞きしたいと思ひま
す。

○二階堂國務大臣 科学技術基本法案の問題につ
きましては、先国会でも問題になったと承っており
ますが、前長官の有田長官のときに問題になって
おります点につきまして一つの試案が示されて
おるのであります。この問題になっておる点と申
しますのは、科学技術基本法の中で人文科学と
自然科学との間の調整をどうするかということ

でございます。一昨年十二月の科学技術会議の「科
学技術基本法の制定について」という答申の趣旨
は、科学技術基本法を制定して、その中に人文、
自然兩分野のものを織り込んで基本法をつくれと
いう答申であったと記憶いたしておりますが、そ
ういふ趣旨に沿って、文部省と科学技術庁の間に
おきまして法案の作成に検討を加えてまいって
おるわけでございますが、科学技術基本法の中に人
文科学の分野のどの部門を取り入れるかというこ
とについての調整が実はまだできていないという
のが実情でございます。と申しますのは、科学技
術基本法を——私どもは科学技術振興を積極的
に進める見地から申しますと、やはり基本的な法律
をもとにいたしまして、基本計画を定めて科学の
振興及び開発を行なうということが当然であると
考えております。したがって、この法律を基
本として将来推進をしていくということござい
ますが、自然科学の分野だけに限りまして、一応
私どものほうは問題はないと思っておりますが、
その中に人文のほうを取り入れるということにな
りますと、一体どこまで人文科学を自然科学の中
に取り入れていくのか、また人文科学全部が長期
計画を立てられるものかどうかというようなこと
について、まだいろいろ意見があるようでありま
す。政府といたしましては、この答申の趣旨に沿
って、できるだけ早く文部省との調整を終えて、
法律案を作成して、今国会に出したいという考え
を持っておりますが、率直に申しまして、文部省
のほうと党の間の——党と申しますのは自民党で
ございまして、党内の先生方との間にまだ意見の
一致を見ていない。したがって、党と政府との調
整ができていないということで提案ができてお
るようなわけでございます。問題点になっており
ますのは、先ほど申し上げました科学技術基本法
の中に、人文科学をどの程度取り入れるかとい

う、この点についてまだ問題が残つておるとい
うことでございます。

○三木(喜)委員 そうすると、もう少し突っ込
んでお聞きしておきたいと思うのですが、いま長官
のお話では、科学技術基本法は基本になる法律で
あるから非常に重要である、これを急がなければ
ならない、意見を調整しなければならぬ、こうい
うようなお考えで、しかも、その問題になるとこ
ろは、人文科学のどの分野を取り入れるかという
ことで、文部省と党との間に意見が食い違つてお
る。科学技術庁とは意見は食い違つていないとい
うことになるのですか。文部省に責任があるの
ですか。その辺をひとつ明らかにしておきたいと思
ひます。

○二階堂國務大臣 私が申し上げましたのは、文
部省と自民党の、端的に申しますと、文教部会と
意見が対立をしておるといふ意味で申し上げたの
ではございません。私どもは、一昨年の十二月に
出しました答申の線に沿って、基本法を制定した
い、こういう考えでございますが、その中に人文
科学の分野をある程度可能なものを取り入れる
ようにという趣旨であるかと考えております。そ
の点を、やはりこれは文部省との話し合いになり
ますので、文部省のほうに話を持ち込んでおりま
すが、文部省のほうと文教部会と申しますか、こ
れは私どもやはり関係がないとは申しませんけ
れども、主として文教部会のほうとの話し合い
が、まだ私どもが考えておる線ですとまりがつい
ていないということでございます。文部省と自民
党の文教部会と意見が完全に対立しているとい
う意味ではございませんが、そういう私どもが考
えておる線に持っていくために、文部省と文教部
会との間においてまず話をつけてもらわなければ
なりませんので、そういう意味で、私は、まだ調
整がついていないということをお願いしたのでご

四月五日

原子力基本法の一部を改正する法律案(内閣提
出第七二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理化学研究所法の一部を改正する法律案(内閣

さいまして、完全にその意見が対立しておるといふことを申し上げたのではないのでございませう。

○三木(書)委員 そうしますと、科学技術庁としてははつきりした線をお持ちになっておる、あるいは大臣としてもはつきりした線を考えておる。しかしながら、その線に文部省と党とが歩み寄らないのだ、こういうふうなぐあいに聞けるのです、そのとおりですか。

○二階堂國務大臣 歩み寄りをしてもらうように努力をいとお願ひしておるし、私もも中に入りましていろいろ話し合ひをしておりますが、非常にむずかしい問題のようでございまして、三木さん、そういう面では非常に専門家であられますので、私が釈迦に説法、お話を申し上げなくてもおわかりのことと思いますが、自然科学の中に、たとえば宗教であるとか哲学であるとか美学であるといったようなものを織り込んだ場合には、はたして長期的な計画が立てられるかどうかといったような非常にむずかしい哲学的な議論があるように私どもは聞いております。また、私どもの立場から申しますと、人文科学の面といえども、たとえば数学であるとか考古学であるとか、そういったようなもの、あるいは社会科学と申しますか、これは非常に意味が広くなりますけれども、そういうようなものはある程度やはり基本的な計画というものが立てられるんじゃないか、そういう意味で、そういうある部門はやはり自然科学の中に考へられて、そして計画が立てられる、こういうふうに考へていきますけれども、一部の意見としては、大体自然科学の中に人文分野を入れるということ自体が頭から違つておるんだ、こういうたてまえで議論をしておられる非常に強い意見を持つておる方もございまして、そういう方々との間において非常にむずかしい議論がなされております。そこをどういうふうに割り切つてやるかということとございまして、そういうことで、できる限りひとつ私どもが考へておる線、しかもまた、答申がなされておるその答申の線に沿つて、

私どももいたしましては文部省と党のほうにまづめていただきたい、こういうふうにお願ひいたしておるわけでございませう。まあ今国会中にぜひ——私のほうとしてはゆるがせにできない問題でもございまして、今日まで努力は続けておりますが、なおさらに努力を続けてまゐるようになしたい、こう考へております。

○三木(書)委員 科学技術基本法というものが、いまさら人文だとかあるいは自然科学だとか、こういう分離できない段階にあることは自明の理であります。しかしながら、これに對して文部省と科学技術庁との間にはつきりした意思の疎通があれば、どんな議論があろうとも、こういう考へでやるんだというその線はつきりさしていただかなければならぬと思つております。この答申が長官と文部大臣との間で多少ニュアンスが違つたわけなんです。この間の説明では、よく聞いておつてくださいます、こういうふうにあなたは答申されておるわけですか。文部省と科学技術庁との間では、答申の意思を尊重して大体解決ができています。だから、はつきりした線が出た、こうおつしやつておるわけですか。しかしながら、党との間に多少むずかしい議論がある。その議論に左右される必要は私はないと思つております。ここでの答申は、こういうようにきめておりますという線をひとつ言つていただきたいと思つております。それはいま話を聞きますと、どれを取り入れるかこれを取り入れるか、むずかしい議論がある。議論のほうに主体を置いてあなたは答申をなされておりますから、私、非常に迷つたわけなんです。科学技術庁と文部省との間で答申の意思を尊重して大体解決ができています、こういう答申をなさつておりますから、それを知らしていただきたいのです。あとは、党との調整は、これは今後なさるのをはやめていただかなければいかぬと思つております。剣木文部大臣はまたこういうふうに言つておるわけですか。「政府部内においては、その取り扱いの方法によりまして何とか解決点を見出す方法はあるのではなからうか」今度、政府部内でもその取り扱いによつて解

決ができる、こういうぐあいに言われておりますように、多少意見が食い違つております。あなたの意見では完全に二つは一致して、そして解決ができる、こう言われておりますし、剣木文部大臣は、その取り扱いによりましては解決点を見出せる。こう言われておる。なかなかお二人の答申がややこしいのです。一体どういうぐあいに考へておられるかということが、私、非常に疑問に思つております。

○二階堂國務大臣 私は、その答申の線に沿つて一つのまとまつたものを法律として提出したいという考へ方は持つておるわけでございませうが、私がさきの予算委員会でもまつております、このことを申し上げましたのは、実は有田前文部大臣兼科学技術庁長官のときでございませうが、昨年の十一月二十五日、これは文部大臣と科学技術庁長官を兼任されておりましたから、そういう立場で両省の幹部を呼んで協議されました、そして一つの了解事項というものが出されておるわけでございませう。これによりまして、約六点は述べられておりますが、これは三木さんも御承知かと思つておりますが、この内容が一から六までありまして、科学技術基本法の対象に人文科学も含めるということ、これはつきり出しておるわけでありまして、人文科学の基本計画の内容については文部省において検討すること、科学技術会議の審議対象に人文科学を含めることといったような六つにわたる項目が了解事項として出ております。その第六には、科学技術基本法の早期成立をはかるため、いろいろ述べられております了解事項をもとにして、自民党文教部会に對しては文部省が、同科学技術特別委員会に對しては、科学技術庁がそれぞれ折衝を行なうこと、こういうことが一つまとまつた事項として出ておるわけでございませう。この中に、人文については文部省が党との折衝をはかるんだということが書いてありまして、この党との話し合ひがまだついていない。政府が法律を出します場合には、この了解事項をもとにして法律を政府部内においてつくつて出せばいいということ

は一応当然な議論であらうかと思ひますが、ただ国会に政府が法律を出します場合には、やはり党との了解をつけて、そして党の政策審議会なり総務会なりで可決通過したものでなければ、なかなか政府としても独自で一方的な考へ方で出すわけにはまいらないというのが今日までのあり方でございませう。そこで政府といたしまして、私、先ほど申し上げておりますように、できるだけ人文を含めて一本の法律で出したいということは先ほど述べたとおりでございませうが、この党との間というのは、有田文部大臣が科学技術庁長官を兼任していた時代にも書かれておりますとおり、党の部会との間に折衝をいたしてまつております。先ほど申し上げましたような問題点について了解に到達していない、こういうことでございまして、政府といたしましては、先ほど申し上げましたようなできるだけ早く答申の線に沿つて一本の法律をまとめて出したい、こういう基本的な考へ方には変わりはないわけでございませう。

○三木(書)委員 なぜ最初にこういう問題をやかましく申し上げるかといひますと、この問題は、去年、おとしでしたか、科学技術会議と學術會議と、それから科学技術特別委員会、この三者が合意した上で、当然自然科学、人文科学をこの中に織り込むべきだ、こういう点を見出しておるわけですか。そしてその中には、自民党の方も入つて、それについて同意をされておるわけなんです。それが今日まで、大臣は何回かわられたかわりませんが、いまだに調整ができぬというふうなことで、国の科学技術の基本的問題についてこういう状態なら、その他の問題は推して知るべしというふうな考へに私は立つわけですか。

たとえばその次の、新しい事業団をつくつて、原子燃料公社に動力炉の開発の仕事をやらす、いままでの原研との関係がどうなるのかというふうな問題もあるわけですか。こういう問題が調整できるかどうか。それから宇宙開発についても、これはあしたお聞きしたいと思つておりますが、これは一体どこにいくのか、われわれ心配ですが、これは

わけです。そういうことの調整がこんな問題でさえという悪いですが、基本ですから一番大事ですが、いまだに調整ができないようでは、宇宙開発の一元化というのはほんとうに夢物語ということになってしまふと思ひます。そういう考え方がありますからいま聞いておるわけですが、要するに、しつこいようですが、文部省と科学技術庁の間ではちゃんと人文科学と自然科学とをあわせてこの中に入れるべしという基本線ははっきりしておる、こういうことですね。文部省もはっきりしておるのです。そして党との間ではまだいいない、こういうことですか。もう一回ははっきりしてください。

○二階堂國務大臣 先ほど私のほうからお話し申し上げたとおり、有田さんのときに両大臣を兼任しておられまして、そのときの了解事項が、先ほどちょっと申し上げましたが、早急に法律を提出するのだ、人文科学も含めるのだということが明確になっております。この線に沿って文部省と私どもの間においては話ができて上がっており、こういうように私は了解をいたしております。

○三木(喜)委員 次に二ページにあります「原子力平和利用につきましては、原子力の開発利用の現状にかんがみ、従来の長期計画を改定し、今後の情勢に対処するための原子力利用についてのビジョン明確化する」とともに、わが国総合エネルギー対策の一環として、新型転換炉及び高速増殖炉等動力炉の開発を推進するため、既存の原子燃料公社を改組し、新事業団を設立して、動力炉の研究開発を国のプロジェクトとして官民の総力を結集して強力に推進する所存であります。「こういうことがうたわれております。これは事業団の法律がここへ出ますから、そのときには譲りたいと思うのですが、ここで一言だけ聞いておきたいことは、この新しい事業団を、既存の原子燃料公社を改組してその中に置く、そうすると、いままでの原研との関係はどうなるかということがはっきりしていない。予算を見ますと、原研の予算はそのまま置いてあります。どういう関

係でやられるのか、これを聞いておかぬと、今後われわれが考えていくところの基本がはっきりしませんので、その点をひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○二階堂國務大臣 近く核燃料、動力炉の開発に関する法律を国会に出して御審議を願うのでございますが、その際にはいまお尋ねのような点が法律的にも明確にされると思っております。御承知のとおり、わが国における原子力の開発はもう十年余りになると聞いておりますし、また、その間に非常な研究開発が進められてまいっております。また、諸外国の原子力平和利用、電力開発その他の研究開発が非常に進められてまいっておりますことは御承知のとおりでございます。こ

ういう十年間の推移にかんがみまして、わが国も積極的にこの原子力エネルギー開発に取り組むときがまいったと私は思っております。むしろその面においては、日本は、諸外国の研究開発の現状を考へてみますと、おくれしておるのではないかとこのことすら感ぜられるような時代になっておると思ひますが、そういうときでもありますので、今日新しい新型転換炉あるいは高速増殖炉というような画期的な炉を開発していくためには、もう少し機構も、それから責任体制も明確にして真剣に取り組んでいく、しかも、この事業団は官民一体総力をあげて当たっていかねば、所期の目的を達成するのに非常に困難であると考へますので、ここにひとつ新しい法人をつくる、そして官民の優秀な頭脳、それから国や民間の資金というものを集めて開発を行なっていく、こういうことで新しい事業団をつくることにいたしましたわけでございまして、同時に、何と申しましたも燃料の確保が重大な問題でございまして、国内におきましても燃料の開発等をやっておりまして、将来の燃料の需要等を考へてみますと、これだけでは間に合わない。と同時に、核燃料が国産であったのが、今度はアメリカにおきまして民有が認められるようになりました、それと並行いたしまして、わが国におきましても民有というもの

を前提にして考へていかなければならない、こういう時期に迫っておりますので、燃料公社法自体においても、これは改正を要するところになってまいっております。そういうことを考へまして、しかも、また、その上に行政管理局の勧告等も考慮に入れます。燃料公社を発展的に解消すると同時に、この新しい事業団にこれを合併いたしまして、そして先ほど申し上げましたような新型転換炉とかあるいは高速増殖炉の開発に真剣に取り組むと同時に、燃料政策につきましてもそういうことでの新しい法人をつくることにいたしましたのであります。同時にまた、三月でございますから、原子力委員会のほうから原子力開発利用長期計画というものが立てられまして、二十年後の展望を考へた動力炉の開発という計画が立てられまして、閣議でこれを了承いたしましたのでございまして、こういう長期的な線に沿って積極的に取り組むたいというところで新しい事業団をつくることにいたしましたのであります。

○三木(喜)委員 ただいま言われました趣旨はよくわかつております。ただ、燃料公社にこうした動力炉の開発という仕事をしないのは核燃料の開発ですか、こういう仕事をさせて、その中に事業団をつくる。そういう関係は、一方で原子力研究所はどういう関係にあるか、原研をどういう立場に置くのかという、それに対する説明がないわけですね。

○二階堂國務大臣 少し私の説明が足らなかったかと思ひますが、燃料公社を発展的に解消して、その中にこの新しい法人をつくっていくんだというたてまえとは、やや私の考へは違ふようございまして、新しい事業団の下に燃料公社を抱くというわけではございせんが、同じような重要な役割を果たしている燃料の問題を解決するため燃料公社を発展的に解消するというところでございまして、並列した立場で一つにして法人をつくりたい、こういう考へ方でございます。燃料公社の中にその新しい法人を入れるというよう

な考へ方ではないわけでございます。それと、いままで十年間、原子力研究所が原子力の基礎的な研究、開発——応用の部面も一部ございしますが、やってまいりました。これはやはり基礎的な研究というものについては今後原子力研究所において行なうべきではないかならない部面が非常にあるかと思ひます。また、新しい事業団は、先ほど申し上げましたような新しい炉の開発に実際に当たっていくわけでございますので、そういう際にもやはり基礎的な研究、あるいは人事の提携、研究の交流というものが行なわれていかなければなりません。それはそれなりに、今日まで果たしてまいりました役割りも大きいし、また今後、やはり非常に詳細なデータを必要とするものもたくさんあるかと思ひます。そういう面において原研は従来と同じように、また違った面におきましても基礎的な研究を行なっていくかなければならない、こういうふうな考へておりますので、原研が将来小さくなるというふうなことは全然考へておりません。もつとそういう基礎的な研究では大きな役割りを果たしていかねばならないのではないかとこのように考へております。

○三木(喜)委員 大体長官のお考へはわかりました。しかし、ちよつとおかしいのじやないかと思ひますが、今度の新しい事業団は二つの命題を持ちますね。核燃料の開発とそれから新型転換炉あるいは高速増殖炉という炉の開発、こういう命題を持つわけですね。だから、事業団は原子燃料と燃料の仕事を持つておるわけですね。それからいままである原研はいわゆる原子炉に対するところの研究、これは命題が一箱ですね。同じものを持つておるわけなんです。そして原研はそのままずっと置いておくということになるわけですね。両方その開発についての研究を進めるのかどうかということがです。いまの御答弁ではそういうことが考へられる。

○二階堂國務大臣 私は専門的なことはなかなか説明しにくいのでございますが、原子力研究所

は、先ほど申し上げましたとおり、基礎的な一般的な原子力研究、これは従来もやっておりますし、今後もやっております。今度つくります事業団は、特定の動力炉の開発を基本計画に基づいてやる、こういうことでございまして、そこにやはり分野がおのずから違ってくるのではないかと考えておりますが、なお詳しいことは局長からひとつ答弁されたほうがよろしいと思います。

○村田政府委員 ただいま長官から御答弁のとおり、原研は従来から原子炉に関する研究を含め原子力全般の研究開発をやっております。今回事業団をつくりまして、そして動力炉の開発を総力を結集してやる、こういう体系には、そういったこれまでの原研を含めましての原子炉に関する研究開発をベースにしまして、いまや特定の動力炉の開発計画というものをもちまして、これを一定の期間内に具体的な計画に従って開発して、目標の年次には目標とされた——ここでは原型炉といわれる実用炉あるいは実証炉の一手前までの段階だと考えておりますが、これを達成させたい、こういう時期になっておると思うわけでありまして、こういう特定の研究開発を行ないますにあたっては、やはりそれに適応したシステム、組織というものでやらなければならぬ計画的に推進が行なわれない。こういう点は諸外国における実際のやり方等も十分に参考にいまして考えたわけでありまして、事業団ができました際に、原研と事業団と両方で同じような原子炉の研究を並行して重複して行なわれるようになるじやないかという御質問の趣旨かと思いますが、もちろん事業団が行ないます特定の動力炉開発計画、すなわち重水炉、沸騰軽水炉冷却型といわれます新型転換炉開発計画と高速増殖炉開発計画というものを進めていくにあたって、原子力研究所は原子力研究所の持つております基礎的な一般原子力研究について、この面ではサポートするわけでありまして、事業団のほうはそういったサポートを受けながら、これは民間のほうの御支持も得なくちゃならぬと思うのですが、具体的にそういう炉をつくつ

てまいるわけでありまして、そしてつくりながらその技術を習得し、将来の実用炉への発展を期していく、こういうことに相なるわけでございまして、いわば車の両輪のごとき形でわが国の動力炉開発計画を実現してまいりたい、こういう考え方でございまして。

○三木(喜)委員 いま原子力局長から説明があったのですが、そういういまおっしゃるような使命をいままでも原研にも負わせておいたのではないですか。それを今度は事業団をつくる。なるほど事業というものは仕事をやるのですから、形にあらわれたようにしなければいかぬわけですね。しかしながら、そうしたら原研はサポートする役だけに置いておくという意味ですか。はっきり言っていただけなければ、その辺が今後運用をやるなり、あるいは原研につとめておる人の人心に動揺を来たところの原因をつくると思うのです。そういう組織についても、はっきりせぬことにはいかぬと思うのです。むしろいまの話では、核燃料を開発するならばいままでの燃料公社、これは仕事としては当然のことですね。あるいは原子力に關するところの研究や開発ということになつてきたら、原研が主体になるべきだと思ふのです。それが二つミックスするような形で、しかも公社、公団を増設することができないというふうな線があるのですから、燃料公社のほうにひつつけた、こういうふうなやつになつて、そういう解釈がとられるわけなんですね。そこにどうもわれわれとして割り切れないものがあるわけですね。

○二階堂國務大臣 足りないところは局長に答弁いたさせますが、これは三木さん御承知のとおり、たとえば新型転換炉にいたしましても、あるいは高速増殖炉にいたしましても、実際のものをつくるためには、相当基礎的な研究データというものが必要であり、しかも、長年月にわたる時間を要するものであります。英国における高速増殖炉等の研究開発の今日の状態を、私は先ほど英国の原子力公社の總裁が見えましてから聞いてみましたら、英国ですらやはり十七、八年かかると申しております。しかも、頭腦もたくさん要るし、金もたくさんかかるという実際の仕事に取りかかわるわけでございまして、それにはやはり官民総力をあげて責任を持った体制というものをつくつて、そしてそれに真剣に取りかかるというところが一番いいのではないかと、私はこういうふうに考えておるわけでございまして。そこで今日まで十九年間、原研は、基礎的ないろいろなもの、研究をやつておられますし、また、いま申し上げました燃料等につきましても研究をやつておられますが、この研究それ自体にも相当な人と時間と金というものがかるわけでございまして。その研究をやりながら、しかも、その研究をやつておるものが、先ほど申し上げましたようなたいへんな頭腦と金を要する、しかも長年月を要するといふ実際の動力炉をつくる仕事を並行してやるのかどうか、私はこういうことを考えてみますと、やはり従来やつてまいりました原研の基礎的な研究というもの、もっと広範囲にわたつて深く掘り下げてやつていただかなければならぬ面が相当出てくると思つております。したがつて、そういう面につくまはしては、原研が引き続きやつていただく。そして大きな仕事に取りかかるのは、またそれにふさわしい事業団なり法人をつくつて、そこに民間、学界あるいは役所から相当な人が多く入つて、真剣に取りかかつて、おくれをとらないためにも——英国ですら十数年かかるといふおつておられる仕事でございまして、おくれとおつておられる仕事でございまして、おくれとおつておられる新しい、積極的に取り組む法人なり事業団をつくつてやるのが適當だ、こういうふうには私に考えておりますので、原研の方が動揺されとかどうとかいうことは、むしろお考えにならなくてはならないか。そういう面、研究にはもっと積極的な力を入れていただくような体制がこの上と必要であるのではないかと考えております。

○三木(喜)委員 これは事業団法が出たときに詳しくお聞きし、また検討してみたいと思ひます。

次に問題の原子力船ですが、これはたびたびの国会で問題になりました。結論的に今回船価を上げ、そして新しくこれについて発足しよう、こういうことになったわけですね。そこで「原子力船」という日本原子力船開発事業団から出ておる雑誌を見ますと、「原子力委員会長期計画専門部会第三回及び第四回原子力船分科会を開催」の中に「原子力委員会長期計画専門部会は、第三回原子力船分科会を十一月九日に、第四回原子力船分科会を十一月二十五日に開催し、原子力船の経済性、原子力船の現状及び開発の見通し、わが国の原子力船の開発計画等について審議した」ということが出ております。この中にある「原子力船の経済性」ということが私は問題だと思ふのです。その内容については何も書いていないのですが、経済性についてひとつお聞きしたいこと、今度の船価は前よりも著しく高くなつてゐる。なぜかういふように高くなつたか。そしてこれを引き受けたところは同じく船体については石川島播磨、それから炉については三菱、同じメーカーが引き受けております。それはなぜこんなに船価が高くなつたかということ、それから経済性ということ、この二つをお聞きしたい。

○二階堂國務大臣 専門的なことにわたりますので、局長から答弁させます。

○村田政府委員 原子力船の経済性につきましては、ただいまお話しございましたように、原子力委員会の長期計画専門部会におきまして、原子力船の将来の見通しにいたつたわけでありまして、いろいろ御審議いただいたわけでありまして、その結論によりまして、原子力船というものの経済性は、最近の船舶の傾向でございまして大型化、高速化に伴つて漸次具体化してまいります。そして経済性に乗るかどうかが、つまり通常のエンジンを持ちます船と比べて、原子力船がどうしても原子力船の部分の価格だけ高くなりますために、小さいものであり、あるいはおそいものでありますと経済性に乗りませんが、ある時点からは経済性に乗つてくる。

その限界はどういうところかといいますが、大型化のほうで申しますと、たとえば大型油送船でございまして、タンカーにつきましては最近現実に二十万トン級のタンカーが動いておりまして、三十万トン級のものも近く動こうとしております。しかしこれらがやがて五十万トン級のタンカーということになりますと、これを動かしますエンジンに容量もきわめて大きくなり、かつまた、これに要します燃料の量も非常に大きくなりますために、原子炉を動力とする船が有利になります。

また一方、高速化の点につきましては、最近の高速貨物船の傾向を見ましても明らかとなり、すでに在来エンジンを有する貨物船で二十四、五ノットという計画が具体化しております。従来貨物船は、十九ノットというのが一つの経済性の限度であったわけですが、これが二十ノットの壁を破り、二十一ノットになり、最近では高速コンテナ船という世界的な高速輸送計画の関連から、二十数ノットというところになってまいっております。しかし、これもまた船を高速で動かすためにはたいへんな馬力を要することになりまして、大速度の増加の自乗に比例してエンジンは大きくなるわけでありまして、そういう点から小型でありまして、重量あるいは価格において不利でございまして原子炉におきまして、高速化されるに伴って経済性が有利になる。その限界はほぼ三十ノット前後というふうに見えております。

そこでこのような大型巨大タンカーあるいは高速コンテナ貨物船というものが、世界的に見ていづつる実用化されるかということでございまして、世界的な情勢等を判断いたしまして、昭和五十年代に入りまして半ばまでの間には実用化していくものという見通しを持っております。その見通しのもとにわが国もそのような方向での原子力船の開発を行なわなければならないというのが長期計画におきます専門部会の検討の要約でござい

それからわが国における第一船計画が当初予定

しました船備よりも価格が非常に高くなった、その理由は何か、こういう御質問でございしますが、御案内のとおり、当初わが国の原子力第一船は、総トン数約六千トン級の海洋観測船、つまり非商業用に用います原子力船を建造するというところで計画を立てたわけですが、この両三年の再検討の結果、その船価が当初の見込みの三十六億円よりも相当割高になりまして、四十二年度予算に計上いたしましたのは五十五億六千七百万円でございます。約二十億程度の増加を見たわけ

でございますが、その理由の大きな点は、やはり今日になっていろいろと過去の調査の結果を振り返って見ますと、第一船の計画を立てました昭和三十六、七年度の入手し得る情報というものが、これはできるだけ努力をして集めたつもりでございまして、やはり世界の原子力船の計画というものが当時まだ十分に進んでおらなかった、つまりサバパン号にいたしましてまだ就航の実績等が出てきていなかったというようなこと等から、この船価をはじき出しますために必要な情報が十分でなかったと思われる節が一つあるわけでございます。

それから、これに比しますと、その寄与するところは少し小さいのでございますが、この数年間における材料、工賃等の値上がり、それから第三には、この計画をいろいろ検討しております間に、一九六〇年海上人命安全条約というものが発効いたしました、その発効後につくられます原子力船は条約の定めるところに従った安全性を確保するための炉を持たなければならぬ。その点が明確になってきましたために、安全性の点につきま

は御案内のとおり、国産技術によつて原子炉をつくるわけでございますが、かりにこれと同じ原子炉を海外から導入したといたしまして、どのくらいになるかというのをあわせて、外国まで調査団を出しまして調査いたしましたわけでございますが、同じ規模の原子炉を海外から導入いたしましたとしても、その船価においては、国産技術をもつてやるのとほとんど変わらない。つまり、総船価において五十数億かかるということが判明いたしました。その結果、国産技術を用います第一船の船価というものが約五十六億円かかるということとはやむを得ないことであるという判断をいたして船価の改定を行なったわけでありまして。

○三木(喜)委員 理由を聞いておりますと、もう一つ聞かざるわけなんです、しかし事業団をつくりましたときに、船価の問題についてはかなり突き詰めて議論がなされたわけですが、そうして今日そういうことが理由になるということもやむを得ないかもしれません。しかし、どうもその理由が薄弱のような感じがいたします。同じメーカによって、昔からのことばで言えば買いたたかれるということがあつたわけなんです、今度は逆に値上げを迫られて、しかたなしにそういうところに落ちついたという感じが非常に強いわけなんです。同じ石川島と三菱ですから、これが競争入札によつてこれを請負したというのならまた安い価格になったと思うのですが、安全性を非常に考えるわけで、そういうわけにもいかなかったということはわかります。しかしながら、何かあの当時から非常に強気だった事業団が、今日になれば二十億値上げして、そうして国民の血税をやすやすと持っていっていかれてしまふ。われわれは何か割り切れぬ気がするわけなんです。この点については、きょうは総花的にお聞きするわけなんです、そういうところを論議しておる余裕がありませんから、後日そういう問題点については、いずれお聞きする機会があるだろうと思ひます。

そこで船価の問題はそのくらいにして、おきまして、今度は原子力船の母港が発表になっておる

わけですが、磯子地区を交渉しておる。横浜市長は、安全性を考慮して判断するというのを言っておるわけなんです、これは初めての母港ですから、十分に地元の了解を得る必要があると思ふのですが、そういう点はどうですか。種子島のあのロケットの発射場さえ交渉ができないのでしよう。

こういう重要な問題をどういうような交渉のしかたをもつてやるか、あるいは人口の非常に稠密な日本の国として母港をつくるのに横浜の近くでいいのかどうか。これは商業ベースやあるいは産業界の要請からいへば、なるほど造船所の近いところ、こういうところならいいかもしれないが、一説には民家から千八百メートル——アメリカの例やドイツの例なんかをとつて、非常に距離が遠いからいいよ、千八百メートルある、こういうことで説明にならぬ説明をされておるわけなんです。距離でいける問題ではないと思ふのです。日本の地域性と国民性、それから人口の稠密の度合いというものを、こういうようなものから考えて母港を磯子地区に交渉をすると思ひますけれども、これが適格であるかどうかということに私は問題があると思ひますのでお聞きしてみたいと思ひます。

○二階堂国務大臣 おっしゃるとおりサビサイトの問題につきましては、私はあくまでも地元の方々の了解を得てつくっていくかなければならぬと考えております。ただ科学技術庁が一方的に磯子地区だときめて、そうして許可をするように受け取られておる面もあるやに聞きますけれども、現在の段階では、まだ科学技術庁が、私のほうから総理大臣に対して許可申請を出したという段階ではないわけでございます。これはあくまでも原子力船開発事業団が主体となつて、地元の市役所、市長、議会に対してサビサイトの候補地の申請を出すのが第一の段階であります。したがって、船の事業団のほうから今後候補地の一つと考えられておりますこの磯子地区に對しまして、横浜市議会なり市長のほうにあるいは商工会議所等、民間の協力を得るために必要なところに話を持ってまいりまして、そうして正式な書

類を提出して、それから話が進んでいくのが、手続上当然の行き方だと考えております。したがって、そういう手続を経て、原子力委員会のほうに安全性についてはどうかとかあるいは係留するところの箇所はどういう地点がいいのかというようなこと等について、まずこれは安全が第一でございまして、そういう点等については原子力委員会のほうに意見を聞く、原子力委員会のほうで、そういう点については間違いないというところになって初めて私のほうから総理大臣に対して許可申請をする、こういう段取りになるわけでございまして。一部先日新聞に報道されておりました、科学技術庁の私のほうから、すでにあそこが、一番いいんだ、あそこ以外にないんだと言って、地元民の了解も受けてなくて一方にそういうような話を進めつつあるというように、まあそれほどはっきりはいたしておりませんでしたが、そういうような意味のことが新聞に書かれておりました、あちこちから私のほうにもいろいろ意見がまいておりましたが、現在の段階では、手続の上から申し上げても、科学技術庁の私のほうから積極的なそういうふうなきめるといふような考えはいたしておりません。ただ有力な候補地の一つだということとは間違いないようでございます。

先ほど申し上げましたとおり、こういう基地等の問題につきましては、地元民の御了解なしにやり得るものではございませんし、また特に国民感情から申しましても、原子力船とかあるいは核等の問題につきましては、日本の国民は非常に敏感でございます。この敏感であること自体がいかか悪いのかということについては是非論もあるでございましょう。しかし最近原子力商船等も実用の段階に入っておりますが、アメリカのサバンナ号等も世界各地を回っておりますが、そういうような際に、従来造船界においては世界一だとうたわれておりましたこの日本が、こういう新しい原子力船をつくるという時代になっても、これに立ちおくれないということを考えて

おりますので、先ほど申し上げましたような第一船をまずつくって、そして漸次大規模な原子力船の建造に着手しよう、こういう長期的な目的を持ってやっております際でもございまして、やはり原子力船と言っただけで非常に危険なものだというふうに受け取ることが、私は、世界のこういう情勢から考えてみてもどうかというように感じもいたさないわけではございません。しかしながら、これらの基地の問題につきましては、繰り返し申し上げますが、地元民の深い理解と協力がなければ進められないものと私は考えておりました、原子力船開発事業団の理事長が来られました際に、このことについては十分ひとつ地元と緊密な連絡をとって納得のいくような方法を進めてもらいたいということを私は申し上げておるようなわけでございまして。

○三木(喜)委員 ちよっと私がお聞きしたのとは違っておるようです。もちろん経過としては、今後決定の段階には、地元の協力がなければいけないわけですが、しかしながら、私が申し上げておるのは、磯子地区というのは科学技術庁長官も認められておる。認められて大体いいとお考えになっておるのです。ただ、原則として、入口の非常に稠密な東京湾の中にこれをつくるということとは最適なものであるかどうか。そういうことについての配慮をひとつ聞いておかぬとおかしなことになると思うのです。そういう意味合いでお聞きしたわけですか。

○村田政府委員 原子力船が将来商業的に活動できるようになることを考えますと、当然その性格から各国の商業港に入って商業活動を行なうというところに相なるわけでございまして、わが国におきましても横浜、神戸等、そういう代表的な港に入るといふことを予想しておかなければいけないと思うわけでございまして。そういう点から、原子力船の安全性につきましては、もちろん原子力自体の安全性ということとは、陸上に置かれます発電用の原子炉等と同様でございますけれども、また一方において、原子炉の運転それ自体が、発電用

のように常時あるいは一定出力で動かさなければならぬというものでない。つまり船の出力というものを随時調整できるという点、並びにこれはSOLAIS条約でも規定されておるところでございますが、必ず補助エンジンを在来エンジンによって設けなければならないという規定もございまして、相当船価などが高いのもそういったことを含めておるわけでございまして。

そういうような特色を持っております原子力船の場合に、その定係港をどういうところにするのが望ましいかということでございますが、これにつきましては、定係港の性格から見まして、絶対にここでないならばならぬというほどの絶対性ということは言えないかと思っておりますけれども、相対的には、いわゆるサービスサイトとして、原子力船がつかねばならぬときに諸般の要請に十分にたえられるような場所ということが望ましいわけでありまして。特に原子力船というのは、今度考えている第一船でもそうでありまして、原子炉が遮蔽を含めましてかなり重たいものでございまして、大きな割りに水深も深いわけでございまして。そういう点から、定係港になります場所の水深にも相当の制約がございまして。

かつまた、定係港の性格から、ここに入りまうときにいろいろな定期的な修理ということもいたさなければならぬわけでございまして、そういった修理能力というものを保持関係上、ある程度近辺に造船所というふうなものがあつて、そういった能力が動員しやすい場所というふうなことも一つあるわけでございまして。

そういう要素とはまた別に、やはり原子炉を持っておりますところとの間のいわゆる離隔距離という点がございまして。離隔距離をどの程度必要とするかというところは、それぞれの船の設計状況等によって違つてございまして。この点はまた、ただいま、長官の御答弁にございましたように、原子力委員会の原子炉安全専門審査会において厳重に審査されて定められるところでございます。

ですが、炉の出力規模等からいたしまして、第一船の場合で申しますと、条件にもよりますが、一般的にいつておよそ五百メートル以上あれば十分であろうという見方が技術的観点からなされるわけでございまして。

そういうような点等々をいろいろ勘案しつつ、私どもの承知しておりますところでは、原子力船開発事業団が全国にわたつて、あるいは地図の上で、あるいは現地に出来まして種々調査されました結果、数としては約二十カ所程度検討したと聞いております。その中から漸次絞りまして、今回事業団としては横浜の磯子地区を基地としてしぼつてまいりたいと考えているわけでございまして。

科学技術庁の立場としましては、先ほど長官の御説明がございましたように、安全性の審査を厳正公平な立場からする立場にございまして、いわば申請を受けて立つて、そして客観公正なる安全審査をするわけでございまして、ここからいいとか、ここはいいとかいふことを事前に事業団に申し上げるわけにはまいらない。したがって、現段階におきましては、事業団がそういった趣旨でいろいろこの計画を進めておられる、こういうのが現状であるわけでございまして。

○三木(喜)委員 何かおかしな感じがいたしましたね。いま聞いておりますと、事業団が場所をきめるので、われわれのほうとしてはそれがいい悪いというのを事前には言えない。二十カ所ほど候補地をあげたんだ、ここに落ちついたんだ、これからわれわれは安全性の立場に立つて文句を言うんだ、こういうことなんですね。それは政府の責任体制がちよっとおかしな感じがするのじゃないですか。いまの話では、こういうサービスサイトを定める場合には水深、あるいは造船所あるいは商港に近い、それから離隔距離、人口稠密度、こういうようなことが条件になると思うのです。それは全部満足にはいけないけれども、大体これでいいんじゃないか、こういうふうなわれわれとしては聞いておったわけです。そうすると一番

最後になって、局長の話では、なるほど立場はそうです。そういう事業団というの一本にそういう仕事をやらして、その仕事をやらすことによつて政府はそういうものに頼れておることもできるでしょう。しかしこの機会に及んで、いまから交渉されるのでしよう、磯子地区に対して、話をされるのでしよう。事業団がやるのですか、政府がやるのですか。

○二階堂國務大臣 事業団がやるのです。

○三木(喜)委員 事業団がやる。政府はそれを見ているわけですか。

○二階堂國務大臣 先ほど私ちよつと手続上の話を申し上げましたが、政府自体が、この磯子地区が適当であるからここにきめなさい、こういうことで事業団にその許可をするというものではないのでございまして、あくまでも事業団が、たとえば磯子地区が適当である、ここにきめようということになる場合には、横浜の市長あるいは市議会に対してその申し入れをして、その申し入れを受けて私どものほうは原子力委員会、そこが一体そういう基地として安全であるのかどうか、あるいは燃料を取りかえたりいろいろの場合もありまして、そういう基地として、たとえば人家と何メートルぐらい離れていなければならぬというふうな規制等もあるようございまして、そういう条件に合つておるかどうかが、あるいはできた船に安全性が保障されておるかどうかが、あるいはまた、一たん事故があつた場合には、これはまた原子力損害賠償法等の国内法によつて処置される。その責任を果たす法律上の規定もございまして。また船を港の外に係留する場合、係留するところの基地をどこに設けるか、そこがはたして安全性から考えてみて適当な場所であるかどうかというふうなことに等について、私どものほうはそれを審査いたしまして、そこで市のほうもよろしかろう、安全性のほうから考えてみましても原子力委員会と間違ひはないのだということになって、初めて内閣総理大臣が許可するというたてまえになっておるわけでありまして。手続上

から申し上げましても、私のほうがいきなり横浜に交渉するとか、あるいは原子力事業団にここがよからうというふうなことを申し上げるような手続上のあり方ではないわけでございます。その点が少し三木さんのお話が食い違つておるに私は受け取らざるでございまして。

○三木(喜)委員 これはあまりしつこくは言いませんけれども、とにかく政府がそういう行政指導と申しますか、行政の責任というものであれば、これからの原子力のいろいろの問題について非常にたよりない感じがするのです。なるほど科学技術庁長官と原子力委員長というものがたまたま一つになっていきますね。だから原子力委員会の中の安全専門審査会というものが、ここについて安全かどうかというのを審査するものでしょう。しかし行政の責任はないわけですか。委員会の責任です。そういう点がおかしいと思うのですが、これは論議はまたあとにいたします。ただ私が聞いたのは、こういうサービスサイトをつくる場合の一つの条件は何かというのを言つたわけですか。やはり人口稠密度というのの大きなウエイトを占めるのじゃないか、こういう意味合いで聞いたのですけれども、いまの局長の話では、水深とか造船所とか商港に近いとか離隔距離、こういうことが主体であつて、人口稠密度はあまり考へておられないような言い方ですが、しかしその中でもなるべく人口の稠密度でないところがあればいいかもしません。まあその程度でこれは置きたいと思ひます。

それからもう一つお聞きしておきたいと思うのですが、これはあす文部大臣や高木さんなんかに来ていただいてお聞きしたいと思ひますが、ここでもちよつと宇宙開発についてお聞きしておきたいと思ひます。

最近、二階堂さんになつてからもその交渉に当たられてよくおわかりだと思ひますけれども、二つの宇宙基地が隣り合ひにあるわけなんです。ね。東大の宇宙空間観測所、いままでに三十億円ほど金を入れておりますね。それから種子島宇宙

センターのロケット発射場、四十四年までに六十億円の金を使うわけなんだ。そういう対立する二つの基地がありまして、これを対立せぬやうに調節していくということが私は大きな命題じゃないかと思ひます。一元化ということがやましくいわれております。二階堂さんとの間の予算委員会、科学技術庁あるいは文部省、運輸省、郵政省、気象庁、建設省、これらはそれぞれ目的を持った衛星を打ち上げようとしておる。そういう関係で連絡調整に当たつておる、こういうことなんでしょうけれども、現実には東大とそれから科学技術庁がお互いにせり合つて譲らぬところのものがあつたわけなんです。私は二つの対立する基地、こういうふうな思ひますが、対立していません。その点どういうふうな調節されるつもりなんですか。このまま置いておけば譲りませんよ。どういううぐあひにお考えですか、それを聞いておきたい。

○二階堂國務大臣 いま三木さんのおっしゃるとおり、鹿児島の中に二つの基地と申しますか、宇宙開発の基地を持つておるわけでございます。一つは内之浦というところでありまして、それから科学技術庁で最近基地の一部を建設しておりますのが種子島でございます。この二つの基地が非常に対抗しておるような意味合いのことを申されまして、たけれども、私はそうではないと思つております。

東大の宇宙開発の基地をつくりましたのはもう約七、八年前ですが、私も選挙区でもありますので非常に力を入れて、この基地の予算獲得等につきましましては努力をいたしましたが、ここは東京大学が宇宙開発の物理的な、科学的な研究開発をやるといふことが主たる目的でございまして、十年間に相当な金をつぎ込んで、基地の整備費、機械その他を入れますと約百億になろうかと思つております。これは約十年間、宇宙間における物理的な反応とかエックス線とか磁気線とか太陽とかガンマ線とか、こういったような非常に科学的な研究開発をやつております。しかも、これがまた国

際的に非常に認められてきておる。また、太陽活動が静かな年に際しまして、あらゆる国が宇宙観測をやつておりますが、この国際協力の研究開発の一環としても相当の働きをしていくことは、三木さんも御承知かと思ひます。そこで、この内之浦の基地から打ち上げられますロケットは、もちろん燃料の開発、あるいはいま申し上げましたような空間の研究、あるいは制御、あるいはエレクトロニクスの研究開発に私は相当貢献をいたしてきておると思ひます。これはこれなりの成果をおさめ、一つの目的を持つてきておるものと私は思つております。

そこで今度は種子島において、科学技術庁が考へて昨年から着工いたしております基地は、これはまた違った目的を持つておる基地だと考へてよからう、こう思つております。この基地につきましても、私、先日予算委員会でお申し上げたように、もう衛星が実用の段階に入つてきておることは御承知のとおりでございます。そこで、この基地から実際に役立つ衛星を打ち上げるわけでございますが、この衛星自体につきまして、運輸省はたとえば航行関係の衛星を打ち上げたい、あるいは気象庁は気象観測をするための衛星を打ち上げたい。それから郵政省は放送に使用する衛星を打ち上げたい、あるいは建設省その他は測地衛星、あるいはまた海洋の調査、あるいは地球のいろいろな活動状況を調べる衛星を打ち上げたいというふうなことで、いろいろの実用の段階に即してそれぞれ目的を持った衛星の計画もあるわけでございます。こういう実用衛星を打ち上げるための一つの基地というものをつくりたい。もとより東大が研究したものデータの資料にして、今後大きなものを打ち上げることに役立つ面が多からうと思つておりますが、そういう意味で各省がばらばらになつておる。しかも、この実用に役立つ衛星を打ち上げる、そして関係各省がばらばらに少ない頭脳をもつて貴重な金を使つてやるということ、私は、国民のためにも、国益の点から考へてみても、妥当ではないのではないかと、こうい

うことが考えまして、そういう実用衛星を一体どこで打ち上げるのか、あるいは打ち上げたものを一体どういうふう利用するのか、だれが管理するのか。しかも、この宇宙開発、実用衛星を打ち上げるプロジェクトというものは大型のプロジェクトになっております。それにはやはり民間、学界、そういうものの総力を結集して当たっていかねばならぬのではないかと、こういうことを考えますときに、一方におきましては、やはりそうしたものの一元的な一つの機構のもとで研究開発をやるといことが妥当であろうと考えて、そういう一元化の構想を出しておるわけでございす。先ほどから申し上げておるわけに、内之浦につくって研究を今後も続けていくんだ、あるいはあそこを基地として気象観測のロケットを打ち上げるとい場合もありましよう。ですから、この二つの基地はそれなりに違つた目的を持って考へていのではないかと考えておりますし、また二つあることが対立を激しめていくんだというふうには私は考へておりません。東大の今日まで設けました基地、それはそれなりに違つた部面の研究開発も行なっていく部面が相当今後も続けられていくのではないかと考へております。

○三木(喜)委員 この問題をめぐりまして、実用衛星あるいは科学衛星の打ち上げについての東大の計画あるいは科学技術庁の計画、こういう問題はあす文部大臣に来ていただくか、あるいは高木さんに来ていただくか、その節にもう少し詳しくお聞きしたいと思ひます。いろいろ問題がありまして、いまの御答弁ではちよつと満足いきかねるところがありますので、あすに譲りたいと思ひます。きようはこれで終わります。

○矢野委員長 次に、理化学研究所法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。
質疑の申し出がありますので、これを許します。渡辺美智雄君。

○渡辺(美)委員 理化学研究所法の一部改正につきまして、本郷の駒込にある理化学研究所を埼玉県の東和町に移転をする、こういうふうに、法案そのものはきわめて簡単明瞭なものでございす。が、この際、理化学研究所のあり方あるいは運営、性格、経理内容、そういうような点に關連いたしまして、これによいかどうかという点を結論として質問をいたしたいと思つております。

理化学研究所は、大正三年にその端を發し、つづられたものによつてございす。その後いろいろ変遷をいたしまして、現在の特許法人理化学研究所が昭和三十三年にできたのであります。これに移転をするわけでありまうが、移転をするに關しては、ただ単に現在の敷地が狭いから移転するんだといふことなのか、それとも新しいところへ引越して、いまでもやつてゐることとはちよつと違つた、何か画期的なことをやろうとしておるのか、その点について簡單でいいですから、ひとつ大臣の御答弁をお願いいたします。

○二階堂國務大臣 私は設立以來のことについては詳しく存じておりません。むしろ渡辺さんのほうから詳しく御存じかまわります。しかし、今日まで文京区にありました場所が非常に狭くなつてきたといふことも一つの理由であるようにございす。また、最近、たとえば農業等について新しい分野の研究開発を進めております。そういう關係もありまして、やはりもつと広い地域を必要とするといふ段階にもなつてきたと思ひますが、これは局長から答弁いたさすけれども、そういうことで今度は新しいところに引越す、こういうことになつたように存じております。

○渡辺(美)委員 これから新しい分野の農業等の研究といふようなお話がございしましたが、現在も理化学研究所では原子核の關係とかあるいは物性物理、応用物理、基礎工学、無機化学、有機化学、生物化学、農学と相當広範な研究をやつておるようでありまう。ところが、これらの研究といふものが政府の他の、たとえば農林省の研究機関

あるいはそのほかの研究機関と相當かち合つておるようなところがあるのじやないか。これは直接政府のやつてゐる仕事じやありませんが、その予算の八割程度は國が金を出して運営をしておるといふような現況からするならば、政府の機關みたいなものであります。そこで、これから移転をしますます機構を擴張していくのは、ある意味においてはけつこうだらうけれども、そういうようなダブつたようなところがたくさん出てくるといふことでは屋上屋を架することであつて、必ずしも國費の有効適切な使い方にはならないんじやないか。そういうような気がするわけですから、除外して、ほかのところではやらないものをやるとか、理化学研究所はこういうふうなことに關しては日本の最高の權威を持つてやるといふ一つの重点的なものを示していくとか、それらの基本方針はどうなつてゐますか。

○二階堂國務大臣 いま理研のほうで考へておりますものは、先ほど渡辺先生がおつしやつたように、理研は相當歴史も古いわけがございすし、今日まで科学技術の開発には相當な貢獻をいたしてまいつた法人であるうかと私は考へておりますが、これから新しく開発研究をしようといふ部面は、先ほど先生がおつしやつたように、各省にいろいろな研究所を持つて、また研究をやつておるものがございす。そういうものとダブらないようにいたしたいと考へております。また先ほどおつしやつたのとおり、農林省とか、厚生省とか、あるいは運輸省とか、文部省とか、そういうところでもそれぞれの研究をそれぞれの目当によつてやつてゐるものもございす。科学技術庁のほうでは特調費といふ名目の予算を持つておりました。そういう新しいテーマを關係各省の間で協議をいたしまして、それに必要なテーマをやるにはそれに應じて相當な予算を配分いたして研究をやらしておる。こういうことはあるわけがございす。ただ、私は、率直に

申し上げまして、民間もそうでありまうが、國の行なつております研究施設といふものが相當ばらばらになつておる。科学技術庁直屬のものでも六つぐらゐの研究機関を持つております。これはそれぞれ違つた研究課題をかかえて相當な実績もあげておりますが、その他に、いま申し上げましたとおり、農林省とか厚生省とか運輸省とかいろいろございす。私は日本の研究体制がばらばらになつておるといふ印象を非常に受けておりますので、できるならばもつと効率的に頭腦を有効に使う、金を有効に使う。しかも、開発等がもつと進んでまいりますためには、もつと大規模な共同研究施設といふものを將來考へていくべきでないかといふことを私自身は今日考へております。そういうような方向ではたして具体化されるかどうかは別問題といたしまして、そういうものもがもつとあつていいんじやないかといふことは考へております。

○渡辺(美)委員 ただいまの大臣のお話ですと、できるだけ研究機関といふものは、統廢合といふと語弊がありましようが、なるべく組織がダブらないように、研究目的がダブらないように、あるいはまた、所在地等においても同じ科学技術庁の關係だけでもあちこちと点在をするといふようなことは不合理な面が多いから、できることならばなるべく一カ所にまとめていきたい、そこで積極的に考へておりますか、そこまではまだ考へておりませんか。

○二階堂國務大臣 できたら私はそういう方向に持つていつたほうがいいのではないかと考へておりますが、私は、現在、各關係省とか各研究機関とかいふものがどの程度あつて、どういふことを研究しておるのかといふことの実態をまだよく把握いたしておりません。おりませんが、政府關係部内でも、先ほど申し上げましたとおり各省でいろいろなことをやつておりますし、あるいはまた、大学でもいろいろな研究をそれぞれやつておりますけれども、やはり官民一体となつてもう少し、あれもこれもとすべてのものを一カ所に集めるとい

うことはなかなかむずかしいでありましよう、しかし、重点的に非常におくれた、しかも開発していかなければならない、追いつかなければならないというような部門の研究開発というのは、官民一体となつて、そこで共同で研究ができる、しかも、共同で研究した成果がそれぞれの分野で国民のために、経済発展のために生かされるというものがあつていいのじゃないか、こういうことをいま私の構想として考えておりますが、その一つとして、筑波山ろく、あそこに研究学園都市というものが訪ねられて、いま計画中でございまして、徐々に、そういうところでひとつ計画を立てて、できるだけ研究機関というものは一カ所にまとめていきたいということは、計画の中にも盛っておるわけでございます。

○渡辺(美)委員 そうすると、今度の和町への移転ということは、筑波山ろくの研究学園都市に對するいろいろな研究学園等の計画的な移転というものと同一ような考えで移転をするのですか。

○二階堂國務大臣 いまの研究学園都市の計画とは別じやないかと考えております。

○渡辺(美)委員 そうすると、科学技術庁ではいろいろな研究機関の調整というものをやる役目は持つておられるけれども、今度大和町への移転というものは、現実的な目先の問題としては、そういうふうな計画の一環ではないということですか。一環ですか。

○二階堂國務大臣 一環ではないと承知いたしております。

○渡辺(美)委員 そうですと、大臣の言つたことがやはりそういう希望だけに終わることになりますね。そういうふうな大臣の希望なり構想というものには非常に私はけっこうなことだと思つております。ですから、ぜひとも、こういうふうな相当はく大な金をかけて移転をするのですから、これを契機として、少なくとも科学技術庁の關係機関だけでもなるべく統廃合といひますか、整理をしつて調整をしつてするように今後とも事務局に命じて、作業を進めさせていただきたい、こういう希望を申し述べておきたいと思ひます。

それからあわせて、この理化学研究所の内容を私初めて見てみたのですけれども、これは研究機関なのか、それとも何か一つの独立機関で、自主運営をやるようなものか、どうもはっきりしないような気がするわけであります。もとより、いままでの変遷が、純然たる研究機関として発足をしてみたり、あるいは株式会社にして独立採算制をとつてみたり、また特殊法人に変えてみたり、いろいろなことをやってきているわけですから、それで、その経理内容は一体どんなふうなことでやつているのだからかというのを参考までに私ちよつと見てみたのですけれども、この経理内容等も合点のいかないうちな内容が多いのじゃないかと、う気が私はしてならないのであります。最近に至りまして、東大のロケット研究等に関して何か金の使い道等で非常に不透明な問題があつたというやうなことで、新聞等で取り上げられておるという例があります。決して私は理化学研究所でそういう問題があるというのを申し上げるのではありません。そういうことを申し上げるのではないけれども、ただ、この決算書の面から見て、また、いままでのやり方から見て、どうも物理学者の集まりか、何か学者の集まりか知らぬけれども、経理の問題については、少なくとも合理的にすつきりした形の経理になつていないということだけは、私は具体的にいまから例を申し上げましか、言えると思ひます。

と申しますのは、四十年年度の決算書というものをここで参考に見ておりますと、研究収入というやうなものが一応収入として計上してあるわけですが、研究収入というものが一億三千七百何十万と、それから売り上げが五千何十万と、事業外収入が五千何十万と、こういうふうなことで、固定資産の売却費が四百三十六万ですから、合計で収入が二億四千一百万。支出のほうはどうかと申しますと、研究事業費が六億一百万、製品の売り上げ原価が五千何百万、一般管理費が二億一千九百万、減価償却費が無形と有形とで五千六百万と一億一千六百万、固定資産の売却損が四百六十万、これらのものを合計すると十億七千六百万。収入が二億四千一百万で支出が十億七千六百万ですから当然八億三千万の赤字といふものが出てくるわけですが、この赤字は何で一体補てんをしてくるかといふと、補助金等が多少ありますけれども、とてもそんな補助金では追いつかない。だんだんだんだん赤字が累計されておつて、昭和四十一年現在で八億三千万、累計額で結局四十一億といふやうな赤字が出ておるわけであります。政府の出資金が七十億、四十年年度です。四十一億の赤字、昭和四十一年年度です。ですから四十一年度がその上に上積みになつております。四十一年度の欠損額は幾らですか。

○谷敷政府委員 四十一年度はいま決算中で、まだ数字は出ておりません。

○渡辺(美)委員 おそらくいままでの例から見てやはり六、七億の赤字になりましよう。そうしますと、四十一億にそれが加わるわけでありましか、五十億近い赤字といふことになるわけですが、一体この赤字は、もし赤字だとすればだれが埋めるのか。こういう経理をしていれば、だれが一体この赤字を埋めていくのか。赤字を埋める方法は何で埋めるのか。永久にただんどんどんどん赤字をふくらましていくだけなのか。それらの点には、振興局長でかつこうですが、どういふふうにするつもりですか。

○谷敷政府委員 ただいまの先生の御質問に對しまして最初のところからお答え申し上げます。

理化学研究所の特色と申しますか、どういふ点が特色かといふ点は、物理、化学、工学といふやうな各部門の研究を総合的に進めていく、それから、これを総合的に進めていくにつぎまして、ただ研究所の所内の研究者のみならず、大学等の先生方の御協力を得、あるいはまた、民間業界の協力を得るというところで、各方面の力を結集をいたしまして総合的に研究を進めていくといふのが理研の目的でございまして、そういうやり方をいた

しますためには、国立の研究機関ということでは非常に融通性に欠けるといふやうな点がございまして、特殊法人といふ形をとつたわけでございます。

ところが、こういうふうなこれは民間の業界等とも協力をして研究はやつておりますけれども、事業の内容はやはり研究でございまして、その研究の結果、特許権等もそれ、その特許実施料等も入ることにはなりますけれども、現在ではまだ特許収入が年間七千万円程度といふやうなことで、先ほどお話がございましたように、七億なり八億なり研究所の運営に金がかかるといふ点から見ますと、とても現在ではまだ独立採算でやつていくわけにはいかないわけでありましか、その独立採算でやつていくには、実は政府が補てんをしておるわけでございますが、この補てんのしかたにつきまして、本来申しますと、これを補助金という形で補てんをしていけばいい先生が御指摘になつたやうな問題は起こらないのですけれども、これは政府出資という形で必要な経費の赤字分を補てんするといふ形は実はとつておるわけですが、そういうことで、形は出資であるけれども、実際は補助金的な役割りをしておる金を出しておる。

それではなぜ補助金にしないで出資にしているのかといふことになりましか、これは官庁の経理の事務手続上、補助金といふことにいたしますと、項目が非常にきちんと縛られてまして、補助金のこまかい項目に分けられまして、その分けられた項目の中の融通が非常にとりにくくなる。それからこれを経理いたしますのにもたいへんな手数料がかかりまして、研究所としてはそういう非常に手数料のかかる補助金よりも出資金という形でもらつたほうが、研究なり運営全般が非常にスムーズにいくといふやうな事情がございまして、実は出資という形で出しておるわけでございます。

ところで、そういう形でそういう趣旨の出資金を出すのであれば、経理のやり方を変えたいのじゃないかと思ひますけれども、現在のところ理研法並びにこれに基づきます総理府令により

まして、経理はいわゆる企業会計と同じような処理をしるという法令の定めになっておるわけでございませう。したがって、実際は食いつぶされるような金を出資金で出しておきながら、経理は企業経理原則と同じような原則で処理するということになります。ただいま御指摘がありまして、非常に多額の欠損金が出ておるといふ形になっておりますけれども、実際は先ほども申しましたように補助金のような形の金を出しておるというわけでございませう。

○渡辺(美)委員 それで問題なんです。これはやはり出資金というからには、きちっとした出資金のていさいを整え、内容を持っていなければいかぬと思うのです。出資というものは元手ですから、元手というものはいつか返してもらふ金ですから、会社だつたら配当がつく金です。これは政府機関で、研究機関ですから、配当をよこせ、六分五厘の利息を払えということとは強硬はしてないと思ひます。してないと思ひますが、ともかく毎年十億か二十億かの金を出して、いままで七十四億も出しているわけですから、民間は四億八千万円しか出してないのですから、二十倍くらいの金を政府が出しているというので、ただ単に向こうが補助金にするという一つ一つの規制をされてやりにくい、出資金でもあれば自由自在に流用がつくというやうな安易なことだけで、これは毎年毎年政府出資でやっているのは、政府出資の出資金の説明をしる、出資とは何ぞやという説明をしるというわけなら、それだけで立ち往生してしまふのじやないかと私は思ふのです。ですからこれはやはり法律にきまつたところ、もう少し内容をよく検討して、ただ向こうがやりやすいからというだけでなくして、ともかく国の税金をくれるようなものなんだから、どれについて重点的に金をくれるかというところをもう少し研究をしてみたいと思ひます。それはなぜかというところを言うかというところ、たとえばこの決算書を見ても、この決算書の中で私はおかしいと思ふのは、四十一年三月三十一日現在の負債の部を見ると、買掛

け金、物を買つて金を払わないのが一千三百万円ある。それから未払い金が一千万六百万円。端数はもちろんあります。それから未払い費用が二千四百万、それから前受け金が百二十四万ある。そういうふうなこまかい借金があるというんです。ところが現金預金が一億二千二百万ある。なんだ。ほんとうに余っているのかしらんと思うのです。五億二千二百万もいま現金と預金があるのだつたら、何もそんなに他人様に迷惑をかけて、少しばかりの借金をあつちこちに残しておく必要はないのではないかと。

どういふふうにして金は余っているのだということを見てみると、ここに表があるのです。現金及び預金の表がここにありまして、定期預金に積んでいっているのです。たとえば三菱銀行に九千六百万、富士銀行に七千四百万、三井銀行に七千四百万、それから住友銀行に七千四百万、第一銀行に七千四百万、三井銀行に七千四百万、みんな七千四百万ずつ、どこの銀行にも同じように金をとまかく定期と普通預金とで積んでおいて、そのほか今度は神戸とか協和、大和、東海、東京、日本勧業、日本興業、日本長期信用、日本不動産、北海道拓殖銀行、埼玉銀行というところは五百万ずつ、全部一律に定期にしておくとどういふのです。だから五億二千百万も金が残つてしまふわけだ。五億二千百万も金を残しておいて、そして、こまかい借金はあつちこちに残しておいて、こういう経理をやっておくことは、私は少なくとも七十億も政府で金を出しておくと、やりやすいようにしてくれ、金は黙って出してくれればうちのほうは一番使いやすくてやりやすいのだと国民の税金を出しておくと、経理の内容といふやうなものについてもまかせればなしにしないで、もう少し目を通してもらいたい、こう思ひますが、その点はどうか考えますか。大臣、どうですか、妥協な経理だと思ひますか、専門的なことじやないから、大体常識でわかると思ひますけれども、どんなものですか。

○谷敷政府委員 ただいまの御質問でございませうが、まず第一に五億も現金があるじやないかという点でございませうけれども、これは例の出資金を理研に交付する場合にちびちび出すわけでなく、まとめて出資金を交付するわけでございませう。四十一年の場合にはちやうど大和町に対する移転の実施中でございまして、その年度中に支払いがちよつとおくれた分の金が預金のかつこうでそこに残つたのであらうと思ひます。それから未払い分等が若干ございませうのは、これは理研の経理は前月末で締め切りましてそれを翌月末に支払うというやり方をやっておりますので、結局その一カ月分支払いがずれるというかつこうで未払い分が残つておる、こういうことでございませう。

それからもう一つは、基本的に理研の金を出資の形で出すかどうかという問題につきましては、私どもも先生の御指摘のような疑問を実は持つておりました。大蔵省と相談をしておるわけでもございませうけれども、向こうのほうの意見もいままで必ずしもはっきりしなかつたので、なお今後とも大蔵省とよく相談をいたしまして、なるべくすっきりした形にしたいと思つております。

○渡辺(美)委員 出資にするか補助金にするかの問題はすっきりしていただかうことですか。それはそれでけっこうです。ところが、金が残つていゝのは、たまたま五億二千百万、支出が余つたから余つたのだというけれども、私は官庁会計としてそういうことではないと思ひます。大体これは官庁会計に準じたものですから、官庁会計といふものは大体年度末になれば金はなくなるのです。予算を組んだときに金を出しますから、大体七、八月から九月ころは、こういう期間は相当金を持つておる。だんだん年度末になれば金がなくなつて、新しい予算でまた食いつなぐというのが普通だと思ひます。ですから金があるときはもつとあると思ひます。そしてこれは全部定期になつていゝのですから、そのうちの約半分以上で、五億二千百万のうち約五億円といふものは通知預金と定期預金です。しかもそれは各銀行

に均等割りしておるわけですから、これは何か政策的なものがあるのではないかと。別に不正とかどうか、そういうふうなことではなくして、何か政策的にそういうことをやっていると。じやないか。どうして一体こんなにたくさん銀行を羅列しなければならぬのか。そこらのところの内容というものはもう少し科学技術庁の内容をよく調べて、ちよつと不自然なような経理といふものはなくさせるようにしていただきたい、そういうふうに思ひます。

それから、やはりこの理化学研究所というものを移転をして、これから新しい近代的な研究所にするのですから、運営等は、いま言つたように経理の面等についても正すと同時に、あるいは給与の問題等においても、どうして国立の研究所にしない特殊法人にするのだというやうなことをお伺ひしたところが、それは国立にするかと給与というものが押えられてしまつていい人が集まらないう。そうでないやうにすれば相当融通もきくし、格づけ、給与といふやうなものも一々予算に縛られなくて済む。ですから相当自由がきく。ですから、いい人を集めるには都合がいいというやうなことを言つておられますが、それはそういう点もありましよう。ありましようけれども、それがただ都合がいい主義だけでやられるとやはり非常な乱れといふものが出てきますから、そこらのところはよくかね合いをもつてやつていただきたい、かように存じます。

○二階堂国務大臣 いま渡辺さんのほうから、この経理運営等についていろいろな御意見があり、

御注文がございました。そういうこと等につきま
しては私のほうにもこの管理の責任がございま
すので、検討いたしましてお説の趣旨に沿うよう
にやってみいりたい、かように考えております。
○矢野委員長 次会は、明十一日午後一時三十分
より理事会、二時より委員会を開会すること
とし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十三分散会

昭和四十二年五月十五日印刷

昭和四十二年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局